

機械研削用といし取替業務講習会のご案内（学科のみ）

労働安全衛生法第59条により「機械研削用といしの取替え時の試運転の業務」たとえば

- 円筒研削盤 ●内面研削盤 ●平面研削盤 ●芯無し研削盤 ●ならい研削盤 ●工具研削盤 ●ねじ研削盤
 - 歯車研削盤等の研削盤を取り扱う労働者に対し、特別教育を受けさせることが義務付けられています。
- ※自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育とは別の講習会です。

記

1. 日時・場所

回	日 時	時 間	場 所
第一回	5月30日(木曜日)	9:10~17:30 (受付8:40~)	リーバスプラザこが (古賀市中央2-13-1)
第二回	11月1日(金曜日)		

2. 定員 50名

3. 受講料・テキスト代（消費税込み） (単位：円)

	受 講 料	テキスト代	合 計
福岡東労働基準協会会員	9,900	1,320	11,220
一 般	12,100		13,420

※消費税については、別紙で確認下さい。

4. 講習内容及び時間割

講習内容	科 目	時 間
機械研削用 といしの取替 時の試運転の 業務	機械研削用研削盤及びといしの 取付け具等に関する知識	09:10~12:20
	昼 食	12:20~13:10
	機械研削用研削盤及びといしの 取付け具等に関する知識	13:40~14:10
	機械研削用といしの取付けの方法 及び試運転の方法に関する知識	14:20~16:20
	関 係 法 令	16:30~17:30

5. 申込方法

◎受講申請書に記入の上、講習会の2週間前までに下記の書類を添えて
当協会へご郵送下さい。

- ・ 証明写真1枚(上三分身無帽、無背景、サイズ：縦3.0cm×横2.4cm)
写真の裏に氏名をご記入下さい。
- ・ 自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票のコピー

◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
(振込手数料は受講者負担でお願いします。)

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名 義 福岡東講習会事務局

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。

7. その他 受講票は、FAXで送信致します。1週間前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
日程、会場については、都合により変更・取消することもあります。

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 TEL/FAX092-943-0321

機械研削砥石取換等の業務

受講料・テキスト代・福岡東労働基準協会へ問い合わせてください

コース (日数)	受講料(税込)		テキスト代(税込)		合計(税込)
	受講料	消費税	テキスト代	消費税	
会員 8H (1日間)	9,000	900	1,200	120	¥11,220
非会員 8H (1日間)	11,000	1,100	1,200	120	¥13,420

◆申し込み、振り込みの手続き◆

申し込み及び受講料等のお振込みは福岡東労働基準協会へ手続きして
ください。

※学科のみ8h

「機械研削といし取扱業務」特別教育講習 申請書・証明書

事業場所在地	〒 ー			
ふりがな				
事業場名				
連絡先	TEL	FAX	担当者氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所		※受講番号 ※修了証番号
	年 月 日	〒 ー		備考欄
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
講習内容	機械研削用グラインダー等のといしの取替試運転の業務 (学科のみ)			
講習年月日	2024年11月1日			
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	<p>上記教育の講習過程を修了したことを証明します。</p> <p>2024年11月1日</p> <p>福岡東労働基準協会会長 印</p>			

- ◆ ※の箇所は記入しないでください。
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101

福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX: 092-943-0321

機械研削用といし取替業務に係る実技特別教育について

福岡東労働基準協会

学科の特別教育が修了した方に対する実技の特別教育は、機械研削用といしの種類が多種多様であり、画一的な教材で実施することは実情にそぐわないと思われるため、それぞれの事業場で実施していただくことにしています。実施については、学科教育修了後、下記のような内容で（3時間以上）速やかに行ってください。

記

1. 教育の科目・時間等は次のとおり。
使用するテキストは、中災防発行「グラインダ安全必携」（研削といしの取替え・試運転関係特別教育用テキスト）をお薦めします。
 - ・取付け方法
 - ・試運転の方法
2. 講師の適任者が社内におられない場合には、メーカーなどに依頼する等の方法により実施して下さい。
教育実施に際しては、講師・受講者の安全に留意して下さい。
3. 実技教育が修了した場合には、安全衛生特別教育規程に基づき教育実施記録に証明印（所属長印）を捺印して3年間保存して下さい。
必ず、実施者・受講者・場所と時間は記載下さい。

以上